

福井信金争議の早期解決を求める決議

旧・武生信金（現・福井信金）は、経営者による大口の不正融資を公益通報しようとした組合役員2名に対し、2013年12月17日、懲戒解雇を強行しました。

解雇された2名は解雇の無効と地位確認を求めて裁判所に提訴しましたが、一審・二審とも、原告の請求を棄却するという不当判決が出され、現在、最高裁に上告受理を求めてたたかれています。

経営トップによる不正融資（旧武生信金が越前市内にある年商約1億円の酒造会社に、年0.1%という低利で約15億円を融資し、約14億円が回収不能となったもの。その後交代した経営陣も不正融資を認め、当時の理事長に損害賠償請求裁判を起こしている）が地元の「北陸政界」誌にとりあげられ、団体交渉で真相究明を経営者に求めて、知らぬ存ぜぬの対応をとり続けたため、このままでは金庫がつぶれるかもしれませんと、組合役員が公益通報をするため、役員の社内メールにアクセスしました。

金庫は、そのことをもって報復的懲戒解雇を行ったのが、この争議です。

さらに、「不正アクセスをして情報を漏らして名誉を失墜させた」という邪推による刑事告訴まで行いましたが、不起訴となり、裁判の中でも情報を漏らした事実はなかったことも明らかになっています。

判決は、「内部通報すればよかった」「公益通報した事実はない」などと、まるで「興味本位のアクセス」であったかのように認定し、警察などへ相談した事実や、金庫内で全く機能していないかったコンプライアンス相談窓口の実態などを無視する不当なものでした。

この争議では、旧武生信金経営者だけでなく、不正融資の事実を以前にも通報され、検査でも把握していくながら長期にわたって放置してきた金融庁の監督責任も問われ、国会でもとりあげされました。

現在、全国の労働組合などにも広く訴え、最高裁に対する「公正な審理を求める」署名や、「支援する会」を結成して、たたかいを物心両面から支援しています。

私たちは、旧武生信金と合併した福井信金が、2名に対する懲戒解雇を撤回し、職場に復帰されることこそ、内部に溜まったうみを一掃し今後の信金再生への大きな足がかりとなると考え、引き続き、全国・地域の仲間と全力でたたかう決意です。

以上決議する。

2017年1月29日

全国金融労働組合連合会第11回中央委員会